

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（3）（26.4定）			
日 時	平成26年12月17日（水）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時14分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、濱本副委員長、千葉・安齋・高橋・酒井・上野・ 林下・中島各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・ 福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、安齋委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、中村委員が安齋委員に、松田委員が高橋委員に、山口委員が林下委員に、新谷委員が中島委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

---

○上野委員

◎北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画ワークショップについて

初めに、新幹線に関して質問させていただきます。

今年の 6 月には、北海道新幹線建設促進小樽期成会が提言書を上げております。新幹線についてもいろいろなビジョンが語られている中で、今年に入りまして小樽市がワークショップを開催されていますが、ワークショップではどのような議論がなされているのか、その内容についてお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

ワークショップの議論内容についてでございますけれども、新駅周辺の土地利用計画、新駅と中心部や観光拠点とのアクセス、また活性化ソフト対策などをテーマに議論を進めてございます。

○上野委員

そのワークショップはどのような方が参加されているのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

ワークショップは12名の委員と1名のコーディネーターで構成されてございます。幅広く各層からの意見をいただくことを考慮しまして、地域住民の方々ですとか、まちづくり団体の方、運輸・交通関係の方々、そういった方々から成ってございます。また、一部、市民公募による募集もしてございます。

○上野委員

今の話を聞きますと、市民の方々、地域の方々が入っていることで、本当に市民感覚のあるワークショップが行われていると思われませんが、そのワークショップですけれども、現在まで2回行われているということですが、今後どれぐらい行われていくのかということ、スケジュールを少しお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今後の予定は、来年1月に第3回目を開催したいと考えてございます。この3回をもちまして、ワークショップの議論は終結という形で考えてございます。

○上野委員

3回目で終結ということですがけれども、ではその3回目を踏まえて、ワークショップで上げられた意見が何らかの形で書面になるのか、あるいは何かに反映されていくのか、そのワークショップの中での議論が今後どのようになって、どのように扱われていくのか、お考えがあればお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

来年度に、学識経験者などから成る策定会議を設置し、議論していく予定ですがけれども、その中で今回御議論いただきましたワークショップの内容を報告し、新幹線駅周辺のまちづくり計画策定の参考意見にして活用していきたい

たいと考えてございます。

#### ○上野委員

せっかく地域の皆様方、本当に未来のことを考えてのワークショップでありますし、これから学識経験者の方々の計画を策定していく中で参考にすることですので、また今後どのように参考にされていくのかもお尋ねしていきますけれども、今回こういう提言書もありまして、またこれとワークショップでの意見がどのような違いがあるのか、またそういう部分も含めてどのように反映されているのかを見守っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ◎小樽ジャンクションについて

次に、小樽ジャンクションについてお尋ねします。

フルジャンクションの話はずっと出ておりまして、高速道路もだんだんとつくられてきていますので、この要望の期限もかなり限られてきているかと思っております。今回の衆議院議員選挙で政権与党の衆議院議員がこの北海道第4区から再選いたしました。それも向けて実現化に含めてかなり追い風になっているかと思うところでありますけれども、根本はやはり地元の要望が第一でありますので、今までも要望活動をされておりますが、今後、どのようなスケジュールでこのフルジャンクション化に向けての要望をさらに働きかけていくのかお聞かせください。

#### ○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

フルジャンクションにつきましては、これまで後志地域の全市町村や議会などで構成される北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会や後志総合開発期成会、また小樽市、小樽市議会、小樽商工会議所の3者連名により、国や関係機関に対して要望してきたところでございます。平成25年度からは、これらの期成会において、小樽のフルジャンクション化を重点要望事項としていただいたところであり、今後も引き続き強力に要望をしてまいりたいと考えてございます。また、要望につきましては、毎年2回、期成会で要望してございます。

#### ○上野委員

ぜひとも中央要望だけではなくて、やはり国会議員が地元にも戻ってきますので、そういうときに数多く足しげく伺っていただいて、国の動向というものも聞いていただきながら、本当に期限がかなり迫っており、実現できるかどうかという岐路に立っている部分でありますので、今までの固定的な要望だけではなくて、本当に柔軟な活動をぜひともしていただいて、何とか市民の安全・安心のためにもこのフルジャンクション化を実現させていただきたいと思います。私も政権与党の自民党の議員でもありますから当然要望していきますけれども、担当の皆さんもぜひともよろしく願いいたします。

#### ◎危険家屋について

次に、危険家屋について質問いたします。

今日はまだ小康状態で穏やかですけれども、やはり毎年この危険家屋というものが冬になると急にさまざまな情報とか意見とか要望が入ってくる。やはり雪が主なものでありまして、私のいる地域も空き家で廃屋になっているところが、夏はそれほど影響はないのですけれども、これから冬になっていくに当たって、雪によって屋根が落ちるとか、あるいは周りが迷惑をこうむるといった形で、対策を考えていかなければならないということで、何度か質問をさせていただいております。昨日は空き家条例の話で、空き家に対して制度的にもしっかりやっていくという話でしたけれども、それだけではなくて、現在できることを少しでも取り組んでいただきたいところなのですが、この危険家屋についての昨年度の取組と今年度どのような取組がなされていくのか。まず、昨年度どのような取組がなされたのかお聞かせください。

#### ○（建設）建築指導課長

危険な空き家、落雪等について、昨年度どのような対応をしてきたかということでございますが、市民からの通報、またパトロールで危険な空き家を把握した場合には、まず建物の所有者の把握を行い、所有者が判明した場合

には、口頭や文書などによって建物の安全管理について指導を行っております。また、所有者がいない場合につきましては、引き続き所有者の情報収集に努めるとともに、現場の状況の確認のためのパトロールを強化しているという状況でございます。

**○上野委員**

例年そのような形でやられているということで、頑張っておられるのは承知しておりますけれども、所有者についても、言ってもなかなか応じていただけない場合もあるわけでありまして、それは当然その所有者に強く要請していくのは当たり前ですが、危険家屋の近所の方々にもその状況を周知していく必要も一つあるのではないかと。市役所は何やっているのだけばかりではなく、市役所は指導しているけれども周りがなかなか理解できない、そういうのもあるかと思えます。今年度の冬もたぶんいろいろな取組はなされていくのですけれども、その中で危険家屋のある近所の方々に状況の説明などもパトロールに行ったときにしていただければいいと思うのですが、その点も含めて、今年度の冬はどのような取組をされていくのかお聞かせください。

**○（建設）建築指導課長**

今年度の取組でございますけれども、当然、平成25年度の積み残しといいますか、いろいろ落雪等で積み残した部分については指導しておりまして、新年度になりましても新たなそういった危険な建物が出てきている状況ですが、やはり降雪前にはパトロールを強化しながら指導しておりますし、これから降雪の時期に入りますので、パトロールも強化していきたいというふうには考えております。

**○上野委員**

本当は何らかの処置ができるのが一番大事ですけれども、そのほかにも事前の手当というか、まだ雪が少ないうちに少しでも危険家屋については把握、あるいは小まめな情報収集をしていただいて、地域住民の負担にならないように、安全な、危険にならないような取組をぜひともよろしく願いいたします。

**◎行政評価について**

最後になりますが、行政評価についてお尋ねします。

行政評価の試行から始まりまして、平成25年度と26年度の評価が出てきております。昨年度に比べて大分調査書が厚くなりまして、25年度は18事業だったのが26年度は99事業ということで、大分広がりがあるかと思っております。

まず、昨年度の18事業の結果について、26年度の事業をやっていく中で、行政評価の内容がどのように反映されたかについてお聞かせください。

**○（総務）企画政策室安部主幹**

昨年度につきましては、平成24年度に引き続き、評価手法の確立に向けた試行としまして、各部1ないし2事業を選びまして、全18事業の評価を実施いたしました。そのうち、今後の方向性としまして、見直しにかかわる評価をした事業としましては、休廃止・終了が1事業、要改善の評価が7事業となっております。これらのうち、26年度予算の予算計上額としましては直接反映されたものはございませんが、事業内容の見直しが既に図られた事業が3事業、それから27年度の事業実施に向けて見直しを図るとしている事業が1事業、それから27年度以降、引き続き評価の方向性に沿って検討を継続するとしている事業が2事業、それから引き続き現状どおり実施していくとしている事業が2事業ございます。

**○上野委員**

市長の公約にもありましたけれども、民間の感覚、手法を取り入れながらということで、この行政評価についても行われているのですが、今の御答弁を聞きますと、少しずつですけれども着実に事業の中に反映されているのかという印象を受けます。それを踏まえて、今年度の行政評価を見ますと、一次評価では縮小が1で拡充が7だったものが、二次評価になると縮小がなくなり、拡充が7から1に減っているわけです。要改善が非常に増えているの

ですけれども、二次評価でこれだけ内容が変わったというのは、どのような内容によってこういうふうに変化が起きたか、概略で結構ですでお聞かせください。

○（総務）企画政策室安部主幹

一次評価と二次評価の数の違いにつきましては、例えば拡充が 7 から 1 と大幅に減少しているのですけれども、これにつきましては単に事業内容の見直しなどを伴わない予算の増額を一次評価では拡充として判断してきたという事業が多かったものですから、見直しを伴わないものにつきましては要改善という形で評価を変えている部分が重立ったところでございます。

○上野委員

ただ、二次評価の内容、コメントを読ませていただくと、あくまでも評価自体は最終的に市長に、行政の長に見ていただいて、今後の事業あるいはそういうものの参考にする、たぶんそういう趣旨の下に、市民の皆さんにも、市でやっている事業がより効率的で公正であることを示す資料だと思っておりますが、二次評価の内容を見ると、何か先ほど言った拡充の部分もそうなのですけれども、現場の部署では自己評価の中で考えて挙げている拡充に対して、どうも二次評価の中で、表には見えないのですが、拡充に対する逆な、それを第三者的に見ているのかというのが少々疑問に思えるようなコメントが見えるのです。公正な立場で第三者的に見ているのか、行政の中の来年度予算などとかみ合いながら、二次評価の中を変えているようなニュアンスも少しとれるのです。

この二次評価についての基準は一体どこら辺にあるのかをお聞かせください。

○（総務）企画政策室安部主幹

まず、二次評価の基準でございますけれども、基本的には一次評価を判断する際の事業の必要性ですとか効率性ですとか有効性、それから緊急性ですとか、そういった観点に基づいて事業は判断しております。その上で各部さまざまな事業を行っておりますので、全庁的に庁内の総合評価という形で最終的な二次評価を行っているというようなことでございます。

○上野委員

二次評価についても、おっしゃるところはそうなのですが、見ていると第三者的かなという疑問もある中で、例えば、志木市というのは行政評価をずいぶん前から始めていて、もう 10 年になるのですが、この志木市の例を見ますと、やはり民間の方を入れているのがひとつ公正かなという部分が見えてくるのです。私も民間の方々を入れた評価委員あるいは評価制度を今後ぜひとも考えていただきたいという願いはしているのですけれども、これは二次評価になるのか、それが三次評価になるのか、その仕組みは別として、民間の方々の声をこの事業評価に入れる取組に関しては今どのようにお考えか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室安部主幹

民間の方々の意見を取り入れる方法につきましては、現在継続してこの事業評価を実施している中では、まず自己評価としての実施ですけれども、事業実施に当たっての成果の目標設定ですとか把握というものがまだ厳密になされていない事業が多いことから、事業の実施方法ですとか効果、必要性などの事業評価において今後の方向性を判断する際、非常に苦慮しているということがございます。

ですから、そうした事業実施の成果の把握などを徹底していくことも含めて、まずは現状の自己評価であるこの評価の手法を継続しながら、対象事業の範囲ですとか実施スケジュールなどを今後整理しまして、民間の方々を入れた外部評価の導入につきましては、引き続き他都市での実施状況などの調査ですとかを踏まえまして検討していきたいと考えております。

○上野委員

やはり実際に第三者を入れることによって、さらに公正な見方というものが出てくるかと思っておりますので、なにとぞ民間の方々の活用も市長公約の市民協働という内容にございますので、ぜひとも前向きに検討していただきたい。

そして、これは志木市の例なのですが、行政評価制度に対する意見書ということで、今回の評価ということでこういう個別の事業がばあっと並んでいるわけですけれども、意見書ということで、きちんと文書にして上げている部分があるのです。こういう形で、私も見させていただいたのですけれども、一個一個見るとかなり事業も多いので、これは例えばホームページにも上がっておりますが、市民の皆さんがこれを見たときに、最初から最後までホームページを見られるかという、なかなか集中力が要るかなと。そういう中でこういうのを踏まえて、最後に意見書のような文書でまとめたものが一つあると、概略的にこういうような評価が出て、そういうような取組が要望されているというのが見えますので、そこら辺も含めて、よりわかりやすい、そして焦点が見えやすい内容にぜひとも取り組んでいただきたいと思いますけれども、御意見をお聞かせください。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま伺いました意見につきましては、今後、市民の意見を聞く方法の導入の検討を行っていく際にぜひ参考にさせていただきますと思います。

---

○酒井委員

◎がんの検診事業について

がんの検診事業について、代表質問でも伺いましたが、がん検診事業のことを知っている割合が67.1パーセント、その中で各種がん検診の受診率が非常に低いという話をさせていただきました。そこで確認ですけれども、このがん検診を受けている方の受診率というのですか、これをどのように調査しているのか、この数字がどこから出てきたのか説明していただけますか。

○（保健所）健康増進課長

がん検診の受診率につきましては、健康増進法に基づくがん検診を市が実施しておりますので、その検診の受診率でございます。

○酒井委員

もう少し具体的に聞きたかったのですが、小樽市民の方が市内の病院で受けているというところの数字だったと思うのですが、違いますか。

○（保健所）健康増進課長

小樽市民の方が小樽市が実施している検診を受けている受診率でございます。

○酒井委員

そこを踏まえて話をさせていただきたいのですが、がん検診の受診率が低いということで、正しい知識が十分伝わっていないという部分で、なかなか受診率が上がらないという答弁をいただきました。それで、今まで主に取り組んだもの、それから新たに今年度取り組んだものがあれば紹介してください。

○（保健所）健康増進課長

がん検診の受診率向上につきましては、これまで市のホームページですとか広報、あとは各種保健事業を通じましてチラシを配布するとか、医療機関にポスターを張っていただくなど、あとは各種関連するイベントに保健師が出ていきまして、そこでチラシを配布して声をかけるという取組などをしてまいりました。

○酒井委員

今年度新たに取り組んだものはありますか。

○（保健所）健康増進課長

今年度新たに取り組んだものとしては、9月のがん制圧月間におきまして、集中的に市民へ声かけをしたいということを考えました。それにつきましては、1歳半健診、3歳児健診を保健所で行っておりますので、そこに来る保護者の方へ、女性向けのチラシなどをつくりまして保健師などが声をかけて、がん検診の受診を呼びかけた

こと、あとは医師会、薬剤師会、歯科医師会にも御協力をいただきまして、合計で3,500枚程度チラシを配布したり、市民に声かけをさせていただきました。

**○酒井委員**

保健所からいろいろと取組などを御紹介いただきました。それで、最初のがん検診の受診率に戻るのですが、例えば札幌で受けているですとか、そういう部分の方も非常に多いと私は聞いているのですけれども、実際にこの受診率というのが、実際受けている方との、何というのでしょうか、現実とかけ離れた数字だと私は思っております。もしかしたらこれより低いかもしれないですし、高いかもしれないという部分でいくと、どういう方がどういうところで受けているですとか、まずはそういう調査をしっかりとさせていただいて対策を練っていかないと、いろいろ取組はやっていただいているのはわかりますが、なかなか受診率につながらない。その受診率の数字自体も現実とかけ離れたものになってきているので、まずは調査をしていただきたいという要望をして終わりたいと思います。これは答弁は要りませんので、よろしくお願いたします。

**○委員長**

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

**○千葉委員**

**◎5歳児健診について**

5歳児健診に関連して、何点か伺いたいと思います。

今は、少子高齢化ということもありまして、核家族化が進み、人とかかわり合いが非常に希薄になっている時代であります。生まれてから亡くなるまで、さまざまな支援の目が必要な時代に入ったと私は感じておりますが、今日は就学前の子供について絞って伺います。

保健所では、子育ての不安解消ですとか情報提供や地域からの孤立を防ぐための事業として、こんにちは赤ちゃん訪問を行っております。この事業は平成21年度から始まっていますが、実施率について、始まった年度から5年間お示しく下さい。

**○（保健所）健康増進課長**

こんにちは赤ちゃん訪問の実施率でございますが、平成21年度は95.3パーセント、22年度は97.7パーセント、23年度は96.2パーセント、24年度は98.2パーセント、25年度は97.9パーセントでございます。

**○千葉委員**

非常に高い実施率だと感じております。保健所では、さらに生まれた子供の身体的な状況ですとか精神的な発達状況を見るために、この後4か月、10か月、1歳半、3歳児健診を行っておりますけれども、先ほどこんにちは赤ちゃん訪問の5年間の実施率をお聞きしましたが、平成21年度の事業対象となった子供が今年度5歳になっているかと思うのですが、この子供が4か月から3歳児健診を受診した状況を確認させていただきたいので、対象人数と実施率についてお示しく下さい。

**○（保健所）健康増進課長**

年度で健診受診率を出してしまっていて、平成21年度に生まれた子供が4か月、10か月と、そういうふうを追ってなかなかきちんとした数が出ないのですが、参考程度ということになるかと思いますが、述べさせていただきます。

平成21年度4か月健診につきましては対象が738人で94.2パーセント、22年度10か月健診になりまして、対象は703人で受診率が97パーセント、22年度で1歳半健診につきましては96.5パーセント、対象は756人です。3歳児健診につきましては、24年度の数になりますが、対象が730人で97.7パーセントでございます。

**○千葉委員**

今の説明にもあったとおり、確かに年度をまたいでいる場合もありますので、本当に参考の数字としてお聞きし

たのですけれども、何かにつけ100パーセントにはなっていないということで、未受診の方もいる状況であります。保健所としましては、この未受診の方に対してどのような対策を行っているのか、その辺についてはいかがですか。

○（保健所）健康増進課長

未受診者につきましては、さまざまな家族背景ですとか虐待の防止という観点から、必ず状況を確認するよう努めております。そういう中で医療機関と連携しまして、出産後の状況ですとか家族の状況などを把握したり、予防接種を受けているかどうかなどということさまざまな機会、あとは市の関係機関としては子育て支援課と、保育所の利用状況などというようなことで連携をとりながら支援をしているところでございます。

○千葉委員

そうすると、何かしらのかわりを持つことに対しては100パーセントと理解してよろしいですか。

○（保健所）健康増進課長

何らかのかわりを必ず持つということで行っております。

○千葉委員

その後、子育て支援課に、何かしらの経過観察等が必要な子供は連携をとっているということですが、子育て支援課としては、そういう連絡を受けた子供に対してどのようなことを行っているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

今の答弁でもございましたけれども、こちらで把握をしている、例えば養育困難家庭に該当しているのではないかと、それからまた保健所で把握をしている連絡先とこちらで把握をしている連絡先が相違をするなど、そういったような照会を受けて、こちらで持っている情報について提供し、またその後、保健所で接触していただくなどして、あわせてリスク評価を行っていただきながら、やはりリスクが高くなれば、例えばこちらでまた再度当課の人間と、それから職員と保健師が同行して訪問するなど、いろいろな形で接触を図っていく、そのような対応をしているところでございます。

○千葉委員

保育所でも園児の健康管理等を行っていると思いますけれども、その内容等についてお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

市内の認可保育所における健康診断でございますけれども、これにつきましては年2回、各施設において実施しております。身長、体重のほか、栄養状態でありますとか、それから脊柱、胸部の所見、その他疾病等の所見などについて行っております。

○千葉委員

発達に障害が懸念される子供については、5歳児健診を導入したらどうかという観点で質問も重ねてきましたけれども、それは別の機会でもた質問させていただきたいのですが、要は就学前の子供と行政の何かしらのかわり合いということで、その空白を埋めなければいけないのではないかと考えています。今、保健所としては、例えば3歳児健診が少し、4歳ぐらいまではしっかりかわかって、その上で経過観察等ある子供については、子育て支援課と連携をとるという話でありました。

幼稚園についても伺ったのですが、道の管轄ということではっきりした内容を聞けなかったのですが、要は保育所にも幼稚園にも入所、入園していない、そういう子供についてはどうなっていくのかと非常に懸念をしております。平成21年度に生まれた子供が今年度5歳になるという話をさせていただいたのですが、保育所にいる5歳児の子供は現在何人ぐらいになっているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

平成26年5月1日現在でございますけれども、5歳児の入所児童数については271人となっております。

## ○千葉委員

幼稚園について先ほど伺ったところ、462人ということで、これを足すとたぶん出生数を上回っているということで、保育所、幼稚園に入所、入園していない子供が何人いるかというのはなかなか正確な数字では押さえきれないと思うのです。少なからずいるのではないかと思いますけれども、そのような子供について市では把握していらっしゃいますか。

## ○（福祉）子育て支援課長

一定の基準日で、何か統計的に押さえているものは特にございません。ただ、おおむね傾向としては、幼稚園、それから認可保育所、それから認可外保育施設などを含めると、ほぼ100パーセント在籍していると想定しております。

## ○千葉委員

そのお考えのとおり本当に100パーセント入園、入所なさっていればいいのですけれども、他市ではありますが、やはり経済的には生活保護の対象にならず、子供が保護者の意向で保育所、幼稚園に入所、入園していない子供に何かしらの障害等がある家庭に訪問したことがあります。それをよくよく聞くと、いったん保健所から子育て支援課の連携、行政的なそういうものが途切れてしまって、学校に上がる前まで何のかかわり合いもない状況がそこにあったのです。それで、その空白を埋めてもらいたいと非常に思っております、人数は今、把握ができていないという状況もありますけれども、少し調査をする必要があるかと思っておりますが、その辺についてのお考えはいかがですか。

## ○（福祉）子育て支援課長

調査と申しますか、施設関係で、ほぼ100パーセントではないかもしれませんが、人数的なもので、時系列は多少差がありますが、100パーセントに近いような数字は出てきております。情報提供と申しますか、そういった面の難しさもございまして、委員のおっしゃる内容につきましては、一つの問題提起ということで受け止めさせていただきたいというふうに思っております。

## ○千葉委員

最後になりますけれども、ぜひ把握をしていただきたいですし、今回は子供という視点で話をさせていただきましたが、今後ますます行政ですとか近隣のつき合いが希薄になって、支援の目が届かない方々に非常に問題や課題が多くなってくると感じておりますので、ぜひその辺についても配慮して検討をお願いします。

---

## ○高橋委員

### ◎廃棄物最終処分場の延命化対策について

廃棄物最終処分場の延命対策については、以前から、質問をさせていただいてきました。

まず、確認ですが、今の残余容量と残余年数、それからかさ上げをした場合の残余容量と残余年数、これを比較でお答えください。

### ○（生活環境）清水主幹

まず、現在の残余容量でございますけれども、平成25年度末で16万4,000立方メートルとなっております。残余年数は当初27年という予定でしたけれども、あと6.5年、32年の7月とか9月くらいまではもつ予定となっております。

それに対しまして、今考えている延命化でございますけれども、トータルの残余容量としては約16万4,000立方メートルプラス約31万立方メートルで、トータルの容量としては125万立方メートルということで予定しております、順調にいけば10年くらい、31年から10年ということで、41年とか42年くらいまでは延びると推計しております。

## ○高橋委員

かさ上げすることによって、計画していたよりもかなり延命できるという話だと思います。この委託された検討

の成果品を見させていただきましたが、私が以前から懸念していた点が 3 点あります。かさ上げすることによってどうしても荷重が下に行きますので、その滑りに対してはどうだったかということが 1 点目。

それから、かさ上げすることによって自重が大きくなりますが、入っている管などがありますので、耐圧が大丈夫なのかということが 2 点目。

それから、3 点目は水処理の問題です。どうしてもごみの量が多くなって上に重なっていくわけですから、雨が降ったり、雪解け水等による水処理の懸念があったと思いましたので、この 3 点について簡略で結構です、それぞれ検討の資料の中ではどういう結論だったかお答えください。

#### ○（生活環境）清水主幹

まず、滑りの問題でございますけれども、確かに委員のおっしゃるとおり、ごみの量が増えると荷重が増えますので、それに対して平成 23 年度に実施した残容量調査のときの資料を基に今回概略を検討させていただきましたが、その結果でいきますと、地震時の安全率が通常 1.2 など基準があるのですけれども、それ以内にはおさまっているという結果になってございます。

同じように、耐圧管の強度につきましても、プラスチック管ですから、潰れるなどという話ではございませんで、管がどのくらいたわむのかということで安全率を出しています。基準については 5 パーセント以内となっていますけれども、いずれにつきましてもそれ以内におさまっているという結果になってございます。

水処理につきましても、当初は生ごみですとか、特に破砕もせず直接入れていましたので、数値的に高い数字が出てきていましたけれども、19 年に北しりべし広域クリーンセンターが稼働してからは、焼却残渣ですとか破砕残渣が主になってきていますので、水質等は十分いい方向にいつていますので、現在の処理施設でもつとと考えてございます。

あと、処理水量の関係につきましても、調整池を大きめにつくってありますので、その中で十分吸収できるという結果になってございます。

#### ○高橋委員

そんなに心配する必要はないというお話だと思います。詳細については実施設計のときにまた議論させていただきたいと思いますが、次に確認したいのは今後のスケジュールであります。

まず、現況を確認したいと思います。これまで道と事前協議を行ってきたかと思いますが、これまでの経過と現状どこまでいつているのかということをご概略で結構です、お聞かせください。

#### ○（生活環境）清水主幹

北海道との協議におきましては、先ほど説明申し上げたとおり、かさ上げに伴う滑りの問題ですとか、管が潰れないなどの安全性の検討についてこの資料を提出して、小樽市ではこのように考えているのだけれどもということでご説明申し上げております。まだ概略設計なものですから、今後詳細設計に入るわけですけれども、今の段階ではいずれも基準をクリアしているということで、かさ上げについては特に問題ないという回答をもらっております。

#### ○高橋委員

事前協議では問題ないとの回答だったというお話でした。

今後のスケジュールですが、第 3 回定例会で質問し、市長から答弁していただきましたが、まず明年は現地の実施測量をするという話でしたけれども、その点についてどういう予定なのか、考え方なのか、説明願います。

#### ○（生活環境）清水主幹

来年度の予定でございますけれども、平成 23 年度に現処分場の残容量調査を実施しておりますが、国のマニュアルでいくとおおむね 3 年に 1 回は再度調査しなさいということになっていきますので、来年度に再度残容量調査を行いまして、実際どのくらい入っているのかという数量の確認をしたいと考えてございます。

## ○高橋委員

全体的なスケジュールを確認したいと思うのですが、まず実施測量をする、現状の把握をする、そしてかさ上げについて実施設計を行うわけですが、測量から工事をして供用開始までのスケジュールを、何年度ぐらいまでにはここ、最終的にはここと、年度別にわかっている範囲で結構ですが、説明願います。

## ○（生活環境）清水主幹

今の予定でございますけれども、来年度は実施測量を予定しております。その結果を基に平成28年度に生活環境影響調査と実施設計を行いたいと考えてございます。29年度につきましては、今回、処分場のかさ上げということですから、現処分場の許可の変更という手続がございますので、29年度においてその変更の手続を行いたいと考えております。30年度、31年度の2か年で設備、整備に係る工事というようなことを予定してございます。

## ○高橋委員

そのスケジュールに伴って大事な点なのが予算です。来年度の実施測量の予算はどのぐらいかかるのか。それから、このかさ上げに対しては全体的な予算をある程度積み上げていると思っておりますけれども、どの程度かかるのか説明願います。

## ○（生活環境）清水主幹

来年度の予算につきましては、今、財政部とヒアリングの最中ですから、正確にはあれなのですが、生活環境部としては約400万円ということで考えてございます。トータル的な延命に伴う整備費用につきましては、事業費ベースで約2億6,500万円ということで考えてございます。

## ○高橋委員

財政部に伺いますが、この予算については、そもそも延命しなければ、たくさんのお金をかけて新しい施設をつくらなければならないということを考えると、端的に言えば、安い工事で延命できるということで、財政部としては非常にいいのかなと私は思いますけれども、今後の予算額に対して財政部の考え方をお聞きします。

## ○財政部長

今、高橋委員がおっしゃったとおりでと思います。まだ、生活環境部のヒアリングを行っておりませんので、この後ヒアリングをしながら、よく内容を聞いて適切に措置させていただきたいと思っております。

## ○高橋委員

部長はまだ詳細は承知されていないということでしたけれども、十分原部からの内容について精査していただくことは当然ですが、延命化に対しては非常に大事な政策ですので、どんどん前に進められるように財政措置もお願いしたいという要望をしておきたいと思っております。

それで、施工計画の中に既存施設の改修があります。漏水検知システムのシステム更新だとかトラックスケールの更新、それから浸出水の水処理の関係の更新というのがあるのですが、それぞれどういう内容で改修を考えているのか。もし検討されていて、わかるのであれば、その予算についても概略で結構です、説明願います。

## ○（生活環境）清水主幹

更新システムの内容でございますけれども、まず漏水検知システムといいますのは、処分場の埋立地の下の汚れた水が周りに浸透していかないように、電気のセンサーのようなものを入れているのですが、平成12年の設置から十数年たっていて、システム自体が老朽化して動かないということで、更新などを考えてございます。

トラックスケールというのはごみが入ってきたときの重量をはかるところなのですが、これについても同様に大分老朽化してきていますので、その更新を考えてございます。

浸出水処理施設の電気設備の更新でございますけれども、これにつきましても施設ができてから十四、五年たっておりますが、電気系統は通常七、八年でだめになると言われていますので、そろそろ更新の時期かと考えてございます。

あと、浸出水を処理するときに一時的にためておく槽があるのですけれども、その槽の防水工事などを考えてございます。

予算につきましては、もろもろで約 2 億円ということで考えております。

○高橋委員

来年度の実施測量の時期とその結果が出るのはいつごろなのか、そのスケジュールを説明してください。

○（生活環境）清水主幹

もし予算がついたらということの話になると思いますけれども……

（「いやいや、予算、部長がつけると言っていたでしょう」と呼ぶ者あり）

大体例年ですと、雪が解けて一段落してから、実際に測量するので 7 月から 8 月ぐらいでございます。その後、データの解析などの処理になりますので、来年いっぱいぐらいはかかるというようなことで考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

○林下委員

◎財政問題について

財政問題について伺います。

今回、安倍政権は消費税率を 8 パーセントから 10 パーセントへ引上げの延期を決断するに当たって、国民の信を問うということで衆議院の解散を断行して、予想どおりの結果に終わっております。それで、今の経済状況から考えますと、消費税率引上げの延期は、私も当然の結果だと理解しているのですけれども、消費税は基本的に 1 パーセント当たり 2 兆 8,000 億円と言われておりますから、その影響額を考えますと、地方分についてはいろいろな試算の方法はあると思うのですけれども、一般的に 3.72 パーセントを基本に、来年度分だけでも 1 兆 7,000 億円になると言われております。

それで、こうした状況について、国から小樽市に対してどのような説明がなされているのか、まずはその点について伺います。

○（財政）財政課長

国から地方財政全体に関する影響についての通知というようなものは受けておりません。

○林下委員

国から通知は受けていないということですが、ただ消費税の影響額というのはいろいろな形で出てくるのではないかと。自治体の財政状況によっても違いはあると思うのですが、小樽市では消費税率引上げを延期したことによる影響額はどのように見積もられておりますか。

○（財政）財政課長

平成 27 年度という形になるかと思っておりますけれども、27 年度の予算ということではまだ詳細な積算はしておりませんが、本市の 26 年度の地方消費税の予算額をベースに、国が示しております係数で試算いたしますと、27 年度の引上げ分等合わせて、地方消費税交付金の増分、26 年度と 27 年度の差は 3 億 6,000 万円ほどとなると試算できるものでございます。

ただ、これを 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げる分だけではなくて、8 パーセントが平年度化する分、これも含めた額となりますので、10 パーセントの引上げ相当ですから、10 月からの 2 パーセントの分だけではございませんので、引上げ分だけで見ますと、先ほど言った 3 億 6,000 万円よりは、少ない額になることが想定されるかとでございます。

ただ、地方消費税交付金の増分というのは地方交付税の基準財政収入額に算入されまして、地方交付税から同額

減額される形になりますので、単純な歳入増にはならないという形になっております。

**○林下委員**

なかなか難しい答弁で、私もどう理解していいかわからないのですが、一方で、国で今一般的に言われているのは、法人税だけでも 2 兆円を上回るほどの増収が見込まれるというようなことが言われておりますけれども、今回の代表質問などでも市長は大企業から中小企業へ、中小企業から、今度は地方都市にも経済効果が及んでくると期待をしているというような答弁をされたと思うのですが、小樽市の平成26年度の法人市民税の見通しはどのように立てられていますか。

**○（財政）税務長**

法人市民税の決算見込みについてですけれども、現時点では予算額は確保できるというふうに見込んでおります。しかし、それでも平成25年度と比較すると 3 パーセント程度の減となります。

**○林下委員**

11月上旬に、例えば幼稚園や認可保育所の入園料、入所料あるいは授業料の関係なども含めて国の方針が定まっていなくて、募集業務に支障を来しているのだという問い合わせが幼稚園側からありまして、子育て支援課にもいろいろ問い合わせ、話をさせていただいた記憶があるのですが、非常に財源的な見通しが不透明になっていまして、こういった子ども・子育て支援新制度のような小樽市と国が財政の負担を折半する事業がいろいろあると思うのですが、当面支障が出ると予測されている事業はほかにどのようなものがあるのでしょうか。

**○（財政）財政課長**

国の概算要求の段階でも消費税の部分というのは議論になっておりまして、予算編成過程の中で検討するというものが多数あるところがございます。主なものとしたしましては、先ほど委員からありました子ども・子育て支援新制度全般の部分ですとか、国民健康保険では保険者支援制度の拡充ですとか、介護保険では消費税の増税分で基金をつくり、実施していくというような事業が予定されておりますけれども、これらの財源ですとか事業によっては、実施自体が、今後、予算の中でどのようになっているのかという部分がはっきり見えていない事業が多々ある状況になっております。

**○林下委員**

私もできればこういった分野を国にきちんと支援をしていただきたいと思いますと思いますが、今、話を伺いますと、来年度の法人市民税が減る見通しという前提で新たな負担を市に求められているということも考えますと、財政運営的に非常に厳しい環境になってくるのではないかと考えるのですが、国もやはり相当支出が増えてくるということのように財源が確保できなければ、地方の負担分をいろいろな形で増やしてくるのではないかと、新聞などではそういう懸念を分析しているところもあるのですが、小樽市としてはあまり考えなくてもいいと心配していないのでしょうか。

**○（財政）財政課長**

当然、国全体の中で地方に負担を求めるということになれば、小樽市としてもそれ相応の負担を強いられるわけですから、そういうことには大変懸念をしているところでございます。そもそも消費税の引上げというのは、社会保障の充実ですとか安定化のための財源という形で、社会保障と税の一体改革の中で税率の引上げが決められてきたわけです。今回それが延期されるということですので、これについては国にしっかりした責任で財源を確保していただいて、地方に負担を押しつけることのないよう対処していただきたいと思いますと考えております。

**○林下委員**

財政部の考え方については大体理解できましたけれども、一番心配なのは、臨時財政対策債といったものに続いていくのではないかと、求められるのではないかとというようなことが非常に懸念されますので、その点について私どもも十分注目をしながら、もしそういう懸念が生じるということであれば、国にしっかり働きかけていただきたい

ということをお願いして、この項の質問は終わります。

#### ◎人口減少対策と地方創生について

次に、人口減少対策と地方創生ということで、一般質問で取り上げさせていただきまして、小樽市は特に自然環境に恵まれて災害が非常に少ない、これを生かして、あとは家計に占めるエネルギー負担の軽減と雇用と賃金水準などの対策を考えていかなければならないのではないかという提起をしたつもりなのですが、一方で国の地方創生の支援事業はいろいろ言われていますけれども、いずれにしても国からいろいろな支援を引き出すためにも経済的に地産地消といいますか、地方がそういう自立するプログラムを示すことが必要ではないかということで質問をさせていただきました。

それで、私は再生可能エネルギーとの関係で、小樽市として雇用対策も含めて非常に重要な課題でないかと提起をしたつもりなのですが、どうも再生可能エネルギーとなると、市長はなかなか踏み込んだ発言をせず、自然条件など問題が多いということで、消極的だと受け止めざるを得ないのですが、今後は、どういう戦略を立ててこの人口減少対策を進めていくのかというところがいま一つわかりづらい。もし戦略として何か基本的なものがあるとするれば、もう少し前向きに示してもらえないかというのがありましたので、もう一度質問させていただきます。

#### ○（総務）企画政策室薄井主幹

人口の減少の関係につきましてはさまざまな要因が複雑に関係する部分もございまして、これまでも雇用の場の関係ですとか、教育も含めた子育ての環境ですとか、住まいも含めた住環境の整備ですとか、そういったところを総合的に取り組んできたところでございます。

今後に向けた検討のポイントというあたりも、そのあたりがやはり中心になろうかと考えてございますけれども、そのような取組は取組として今後も進めていく上に、さらにどこが重点かといいたいまいしょうか、どういうところに焦点を当てて進めていくかという部分は必要かと考えておきまして、その点につきましては、今後、庁内検討会議あるいは民間の方にも参画していただきます人口対策会議の中で検討させていただきたいと考えているところでございます。

#### ○林下委員

私も非常に難しい課題であるということは十分理解しているのですが、全国や道内のいろいろな事例を見れば、やはり何か基本になる柱、例えば私が一般質問で取り上げたえりも町は昆布で地元雇用があり、そして収入が非常に高いと。小さな自治体だからできるという面もあるのですが、やはりもっと戦略的に小樽市だからできる、市長が答弁していたように、自然条件が整わない、資源がないという、そういう考え方も一方ではあるのかもしれませんが、例えば何か地元雇用をつくるための、自治体が事業を起こすと言わなくても、全国の事例で言えば、例えば資金を公募して、第三セクターみたいな形で雇用を起こして、そして還元していくというような仕組みが大事ではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

#### ○総務部長

今、仕組みということでお尋ねがございましたけれども、地方創生の考え方は大きく分けて二つございまして、一つには首都圏などを中心に、単なる人口減少ではなく、人口の流出が進んでいますので、その人口の流出をどのようにとめていくかということが一つの観点でございます。それともう一つは地域経済が低迷しているということで、この二つの柱から地方創生というのは成り立っていると思っています。裏を返しますと、私どもの立場から申し上げますと、地方に人と元気を取り戻すことが、一言で言うと地方創生の考え方になるのではないかと考えております。

ですから、我々といたしましては、人口の流出をどのようにとめていくかということ、一つには少子化対策もございまして、当然今お話しになった雇用対策というのようになってくると思いますけれども、そういったものを主眼として、今後人口対策といえますか、地方創生に向けて取り組んでいかなければなりません、仕組みと申しますと、

今すぐ答弁できるような簡単なものではないと思います。先進的な事例でいいますと、先ほどの質問の中にもございました再生可能エネルギーを使って雇用を起こして、地域の活性化に結びつけた例というのはあると思います。ただ、それらは簡単に成り立っているものではなくて、相当の年月をかけてそういった仕組みが構築されてきていると思いますし、それぞれの自治体の持つ産業構造だとか自然環境というものを十分に生かした形だと思っております。

私どもといたしましても、これらの問題に対して何ら手を打たないということにはなりませんけれども、簡単にはいかないとしますと、短期でできるものについては短期で取り組んでいきますが、大きなものについては、中・長期的な視点で取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところでございます。

#### ○林下委員

私も、私の持論だけで解決できるとは思っていないから、ぜひいろいろな角度から検討していただいて、早めに骨になる方針というものをを出していただければと思います。

#### ◎周産期医療制度について

次に、小樽協会病院の新規分娩予約の受付休止についてということで、11月21日に私どもにも紙面が配付されまして、初めてわかったのですけれども、本会議、あるいは昨日の当委員会でもこの問題が取り上げられておりますが、聞けば聞くほど責任の所在はどうなっているのかということがかみにくいということで、私どもは基本的に厚生常任委員会では対応策をしっかりと議論していきたいという方針だったのですが、議論を聞いているうちに、一つだけはっきりさせたほうがいいのではないかと思います。まずは平成13年度から周産期医療がスタートしたということで昨日も説明がありました。これは医師不足への対応、又は、一地域に医師が集中することの弊害をなくすための措置としてスタートをしたのではないかと理解しているのですけれども、この制度はどのような定義づけがなされているのか伺います。

#### ○（保健所）保健総務課長

御質問のありました制度についてですけれども、正式には北海道周産期医療体制整備計画というものでございまして、小樽協会病院はの中で地域周産期母子医療センターという位置づけになっています。この考え方というのは、もともとは低体重児の出生割合が非常に増えてきてまして、これに対応するための医療体制を整えるために、平成13年度に今申し上げました整備計画を策定しましたが、その後、全国的に産婦人科医師の苛酷な勤務等による理由で研修医も減少しまして、医師も減少するということがありまして、19年度に医師不足に対応するための整備計画をつくったというものでございます。位置づけとしましては、医師不足に対応するための地域医療の維持のための計画でございます。

#### ○林下委員

今回、2人の医師が退職することで、道の地域周産期母子医療センターとして事実上機能しなくなるということですから、道の立場としてはこのセンターは事実上破綻をしたという位置づけになるのでしょうか。

#### ○（保健所）保健総務課長

この整備計画上、小樽協会病院が地域周産期母子医療センターの指定を取り消されるということにはならないと聞いています。

#### ○林下委員

いずれ医師が確保されるという考えでの答弁かもしれませんが、小樽病院が産科を小樽協会病院に統合したときの経過というのはどうだったのでしょうか。

#### ○（保健所）保健総務課長

経過につきましては、平成13年度に、小樽協会病院が道の整備計画の中で地域周産期母子医療センターに認定されたということがございます。その後、医師の減少等による小樽病院の産科・小児科体制の縮小がございましたが、

一方で、小樽協会病院の体制は維持されてきたところでございます。

また、21年度に、小樽市立病院改革プランに係る再編・ネットワーク化についての最終報告が再編・ネットワーク化協議会から出されておりました、その中でも周産期医療については小樽協会病院を中心に連携を図り実施するという位置づけになっているところでございます。

#### ○林下委員

当時、説明を聞いたときに本当に将来不安はないのかという、ぼんやりとした考え方で受け止めておりましたけれども、今回こういう結果になりまして、結果として地域周産期母子医療センターの指定を民間の医療機関に指定したことについては、道の判断に誤りがあったのではないかと思うのですが、そういう点についてはどのような判断をされていますか。

#### ○保健所長

地域周産期母子医療センター、総合周産期母子医療センターの認定に係る御質問かと思いますが、基本的な考え方といたしましては、その地域に複数の産科・小児科あるいは産科単科、いろいろな病院が現に存在するわけでございますが、その中で施設基準等も含めて我が病院でぜひ周産期母子医療センターを担いたいという自主的な声もあるでしょうし、あるいはいろいろな観点から、ではこちらの病院にという第三者的な判断も地域によってはあり得るのかもしれない。

平成13年度の詳細について現場で立ち会ったわけではございませんけれども、聞き及ぶところによりますと、当時、市立小樽病院と小樽協会病院、二つの病院が向かい合って建っていて、それぞれに産科も小児科も持っていた中で、結果として小樽協会病院がとなったというふうにしかなっておりませんので、それ以上のことは申し上げられません。ただ、確かに道が指定してございますけれども、当然、当該病院の話合い等はあったものと私どもとしては想像しているところでございます。

#### ○林下委員

特に産科と小児科の医師不足というのは、ずいぶん前から指摘されており、こういう制度ができたという経過があって、それ以降相当年月がたっているということで、医師不足の解消の問題だとか、あるいはそういう課題について、現在までどのような形で解決というか解消されてきたのか、その点についてお聞かせください。

#### ○保健所次長

医師不足につきましては、産科、婦人科の医師ですとか小児科の医師という話だと思っておりますけれども、当然全国的な減少の中で、これは厚生労働省だけでなく文部科学省の問題もございまして、全国的な今の標榜医師の偏在とございますか、そういうことについては、それぞれの学会も含めまして、大学、それから国でいろいろと検討されているとは聞いています。例えば地域では場合によっては地域枠と申しまして、大学に自治体から出身地に戻ってくるよう地域枠をつくっているような制度もありますので、そういった流れの中で、国として地域だけでなく、全体でどういったように確保するかというか、そういうことが議論されていると思います。ただ、こういう状況、非常に教育期間も長いわけでございますので、すぐ結果が出る部分ではございませんけれども、そういった形の動きに期待しています。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

#### ○安齋委員

##### ◎全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査について質問いたします。

今年度から学校別の結果といいますか、個別の結果を保護者に説明されているということで、私としては自分の

子供の学習理解度はどうなのかということを保護者が把握して関心を持つ大変いい機会になったと思っておりますが、まずその狙いについてお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小樽市全体の結果は教育委員会が、また各学校の結果は校長が責任を持って保護者に説明する責任があると考えてございます。教育委員会では、今年度から、保護者が自分の子供や自分の子供の通う学校の状況を知って、学校と一緒に頑張って改善に向けた取組を進めてほしいという願いから、学校の状況を保護者に説明することとしたものでございます。

○安齋委員

私としてはその意識の下、動いていただいたことは大変評価させていただきたいと思っております。

新聞報道にもありましたけれども、そういった観点から、菁園中学校で説明会があったと思っているのですが、この説明会の開催に至った経緯についてどのように把握されているか、どのように考えられているかお聞かせいただけますか。

○（教育）指導室主幹

菁園中学校では10月27日、学力向上のために学校と家庭が一体となって取り組むことを狙いとして、PTAが主体となって説明会を開催したと承知してございます。本市の子供はテレビやゲーム等の視聴時間が長く、それが学力向上にも大きく影響しておりまして、生活改善や学習習慣の改善は喫緊の課題でありますので、学校と保護者が目的を共有して互いに改善していくためにどうすればいいかという話し合いをする、このような説明会の実施は大変有意義なものであると感じております。

○安齋委員

菁園中学校については校長が札幌の中学校から来られたということで、今まで小樽の中でやっていたものに、ほかの地域の考え方も入ってそういった結果につながったと思っているところでございますが、それに続いて手宮西小学校でも、保護者の要望からそういう説明会があったと聞いております。中学校で説明会をやったということを受けて小学校がやることも、おもしろいと思っておりますが、その内容などをもし聞いていたらお聞かせいただきたいのと、中学校と比べて小学校でやった意義というのがどういうふうにあるのかもお聞かせいただけますか。

○（教育）指導室主幹

手宮西小学校でも同様の説明会が行われたことは承知してございます。今年度は初めての取組であって、なかなか参加人数が集まらなかったということはお聞きしましたが、こういう地道な活動を継続することによって、保護者の意識が高まっていくものであると考えてございます。学校が自校の子供の状況を保護者と共有して、手を携えて改善に向けて取り組むことは、学力のみならず、さまざまな教育活動の充実に向けて大切なことだと思います。それが学力を高め、児童を高めていくことにつながりますので、今後も継続して実施していただきたいと思っております。

○安齋委員

参加者が9人ほどで、その半数以上が低学年の保護者だったということで、本来であれば全国学力・学習状況調査に参加した子供の保護者が参加するのかなと思うのですが、やはりまだ学力に関する意識が低い方もいらっしゃるということで、引き続き御努力いただきたいと思っております。

こういった取組を受けて、私も市外の人と話をすると、昔は相当悪かったけど最近すごくよくなっているという評価をいただいています。私もすごくうれしく思いますし、インターネット等でも小樽の教育は少しずつよくなっていますということをアピールして、ここのまちで子供を育てたいとか、小樽のまちで子供を育てるために引越すとか、そういうふうになっていったらいいなと思っておりますが、これが全ての教員にそういった共通の意識があるかどうかというのは疑問に思っているところです。

これについて、教育委員会としては教員の方々にどのように説明をしているのか。指導したけれども、なかなか意識がそちらに向いていないというような部分がありましたら、お聞かせください。

○（教育）指導室主幹

本調査において、例えば学校別の公表による過度の競争や序列化など、実施や公表の方法などについて、教員の中にもさまざまな意見があることは認識してございます。しかしながら、大切なことは、教員が目の前にいる子供の状況をしっかりと把握して、学校全体として組織的にどう改善していくかが大事であると、そういうことを考えていくことが大事であると思っております。

本市においても、昨年度から、学力向上検討委員会で、一般教員がまぎって調査分析及び改善方策を作成してございます。また、一般教諭が講師となった学力調査問題に関する研修会も行われておりますので、各学校においても、本調査に対する統一した取組が進められてきていると思っております。

○安齋委員

学校別の説明を個々にやっていることによって、過度な競争が働くという不安もあるかと思いますが、保護者の方々は自分の学校がどれぐらいなのか、その中で自分の子供の学習理解度はどれぐらいなのか、またPTAのネットワークではいろいろな学校の人たちの結果等も情報共有できるというのがあって、その点については自分の子供はきちんと理解できているのだろうか、この学校では理解できているけれども、ほかの学校に行ったらどうなのかという、いろいろな部分でいい相乗効果が出てきていると思うのですが、ただ私もいろいろ情報収集すると、学校によってはばらつきがあったりということがありまして、その部分はやはり公教育としては、どこの地域に生まれ育っても一定程度の教育を受けさせるということが定められていますから、それは十分に指導していただきたいと思いますし、教育委員会としてもたぶんその思いで実践されているとは思いますが、学校の学力テストだけが全てではないですが、そのばらつきについては今後どのように改善し、指導されていくのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）指導室主幹

これまでも本市における教育の問題として、各学校の取組が保護者や市民にあまり見えてこなかったという課題があったことから、教育委員会では例えば学力向上に関する総合実践授業に参加して、より高い目標に向かった学校づくりを目指してまいりました。その結果、学校内で校長を中心として組織的に取組がなされている学校と、そうでない学校で差が生じていることは認識してございますが、ある意味想定内のことでもございます。現在、教育委員会では、基礎学力の定着という本市の喫緊の課題に向けて、全部の学校に対して定着目標の設定や確認テストの実施を求めており、学力向上改善プランを作成するよう示してございます。これまでの音読活動などの取組とあわせて、全学校で統一した取組を実施していくことによって学校の差を改善していきたいと考えてございます。

○安齋委員

私も手伝わせていただいた音読カップの話が出ましたので、感想を述べさせてもらいますけれども、非常にいい取組で、そこに参加、手伝いに来ている教員たち、教育長を塾長とする築校小樽塾で勉強している若い教員、少々年配の教員もいらっしゃいました。その方々と話をする機会がありまして、自分の学校はこうなのだとか、悪いこととも言えますけれども、私はこう変えたいというすごい意識を持った教員がいて、そういった方々がどんどん変えていただければいいのかなと思っておりますので、この点については大変期待をしておりますし、注視させていただいております。

また、学力テストとあって、子供たちのテストばかりではなくて、やはり指導力が一番大事であると思っております。ある教員からは、学校の予算が少なくて研修に行けないのですねと言われて。安齋議員、何とか予算を増やしてよと言われたので、そもそも研修に参加する人が少ないから予算は増やせませんと言いました。今、研修に参加している人が前よりは増えていますが、まだまだ少ないですし、そういった指導力についてはしっかり指

導していただきたいと思っております。

そこで、教員がどのように年間指導しているかについて質問させていただきます。

指導する上では 1 学期はこれぐらいまでやるとか、そういった履修する部分が決まっていますし、決めてそれに沿ってテストなどを出していくのだと思います。年間指導計画というものをつくって進められていると思いますが、市教委ではそれをどのようにチェックをして、もしそれに沿ってなければどのように指導しているのかお聞かせいただけますか。

#### ○（教育）指導室主幹

教育委員会では、これまでも学期ごとの授業時数の調査だとか、それから校長会において管理職による日常の授業参観などを通して授業進度を確認するよう指導してきてございますが、その管理の徹底という点では課題が見られると認識しております。今後は、授業の進度というのは学力の向上にも大きく影響することでありますので、保護者への説明も含めて、管理職及び教務主任が授業進度を点検して管理する校内のシステムづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

#### ○安齋委員

その教務主任についても、やはり小規模な学校ですと、主任がいても教員は 1 人なので、そこまで対応できないところもあって、やはり適正配置についてはしっかり進めていくしかないのかなと思っています。これについてはやはりそういうチェックの部分で学校側もやってはいるのだけれども、なかなか及ばないところがあって、これから地域や保護者と連携してやっていくことが必要だと思っております。

ですので、先ほどの質問に戻りますが、全国学力・学習状況調査の学校別、子供の個別の説明についてはよかつたなど。しかし、そこで新たに生じたのが、自分たちの子供が市内全体と同様の教育を受けているのかという不安の声で、保護者からよくいただいております。これについてはしっかり指導をしていかなければいけないですし、学校によってはどういう基準で子供たちを評価しているかというところも説明がない学校もあると聞いておりますので、その点については今後しっかりやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○（教育）指導室主幹

学力向上のみならず、学校の教育活動は、やはり保護者との連携、共有、そういうものがあってこそ成り立つものであると感じてございます。学校だけではなくて、保護者の協力も得ながら、子供たちの将来にはどういう手だてをしていけばいいのかということを考える上では、やはり自分の学校の取組、それから学校がこのような活動をしているのだということより公開して、保護者の意見も伺いながら、よい学校づくりに向けて取り組んでいくという姿勢で今後も各学校に対し指導してまいりたいと思っております。

#### ○安齋委員

その点をぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

#### ◎役所言葉について

次に、役所言葉についてですけれども、任期も残すところあと 4 か月となりまして、議事録等を整理して見てきたのですが、私の質問が年に数回ありまして、その中で、当選後から前回の定例会までの理事者の答弁を見させていただいたところ、検討すると回答をいただいたのが 24 件、今後検討が 2 件、研究が 8 件、検討が 2 件、慎重に検討が 1 件となっています。ある新聞記事を見つけまして、名古屋の公明党の市会議員がいろいろ調査をされたそうです。その中では、前向きに検討と答弁があったものについての施策の実施率が 80 パーセント、今後検討が 60 パーセントの確率で実施されている、今後研究は 40 パーセント、検討課題という答弁が 20 パーセント、研究課題というのが全く見込みがないとなっています。これについては答弁の中身は地方自治体によって違うでしょうけれども、私の質問だけに関して、検討、今後検討、研究、検討課題、慎重に検討、これらの扱いの違いについてどのように思っているのかお聞かせください。

○(総務)総務課長

ただいまの質問ですけれども、なかなか言葉の定義自体をはっきり明確に持っているわけではございません。ただ、私の感覚で申し上げますと、例えば研究ですと、私どもで内容を把握しきれていないものについて、まず内容を調べさせていただきたいということで、研究という言葉を使わせていただいているかと思えます。あと、検討は通常どおり検討しますということでしかないのですが、慎重に検討という言葉との違いは、これもイメージですけれども、慎重にということは、例えばですが、市民の方とか第三者の方の声も聞いた上で、市で判断をしていくというような内容になるのかと思えます。検討すると前向きに検討するは、それほど違いはないかと思っております。

○安斎委員

各市の答弁等を見比べると、小樽市の答弁は意外に前向きな答弁が多かったです。というのは、ほかのところでは調査・研究することを検討するとか、一体何だそれはというような答弁が多かったのです。今回については、私が今まで提案させてもらったことについて、個別でその後どうなったのかというのは聞きませんが、若干紹介させていただくと、これは本会議での一般質問、代表質問なのですが、オープンデータ化の取組については、情報収集するなど検討してまいりたい、総合博物館運河館の駐車場については、売却方法については今後、検討していきたい、望洋シャンツェについては、今後の検討課題と受け止める、ダニーデン等との交流事業についての自己負担額については、あり方について検討、その後、道の駅については、費用対効果も含め検討を行っているとなっています。先輩議員からは、いろいろな角度でどんどん質問していかないと新たな答弁が引き出せないし、進まないかもしれないと教えてもらい、ポイ捨て禁止条例などやっていたのですが、ポイ捨て禁止条例については検討とか研究ということを言っていたのですが、行政評価の中では、ポイ捨て禁止条例の制定をという声はあるが、今はその時期ではないというような評価がされておまして、では一体いつまでに検討して、その検討したことがどのようにフィードバックされるのかは、議会でもう一回質問しなければ出てこないのかというところが大変疑問に思っております。

伊達市では、議会として検討とか研究ということに対してはフィードバックするようになった、あと新居浜市では、平成20年度までは、全ての議員の質問に対して答弁したことがどういうふうに進捗しているのかを一覧をつくらせて公開していたという事例があります。電話で確認したところ、これは検討することが多くなりすぎて、21年度からやっていないと言われたのですけれども、確かに議員から質問があったことについて全部やっていると本当にすごい量になってしまうので、ここは精査していく必要があるのですが、ただ毎回、検討と言われてしまうと、本当に検討しているかどうか、それを自分のホームページなどでやっている、市民の方からこの件は市民説明会でいつも検討と言われるけれども、本当に考えてくれているかという不信にもつながってしまうので、そういった議会から出た提案については、何かフィードバックするルールなど定めたほうがいいのではないのかと思っております。現在、議員提案についての受止めと、それについてどのように進めているかについてお聞かせいただけますでしょうか。

○(総務)総務課長

私どもとしましては、検討しますと答弁したものににつきましては、定例会ごとに検討要望事項ということで、各部から総務部に報告していただくことになっていまして、それを総務部で取りまとめているという状況になっております。その中には当然、処理経過、処理報告、それを記載していただくことになっていきますので、検討しますと答弁したものについては、何らかの結果を出すという形で整理をさせていただいているところでございます。

あと、それを議会側へということですが、私も伊達市の新聞記事を見せていただきまして、これは議会からルール化をして市に求めていくというものでしたので、私どもとしては当然質問があれば答弁していく形になりますが、こういうルール化ということの提示を議会側から受けた際には、それについては協議をさせていただきたいというふうには思っております。

○安齋委員

この検討については質問したいと思っていたところで、任期も終わりに近づき、総括というわけではないですが、取りまとめとして質問をさせていただきました。進捗についても進めていただけるということですので、後ほどこれまで提案したものについての進捗状況をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

---

○中島委員

◎行方不明者の搜索と小樽市のかかわりについて

行方不明者の搜索と小樽市のかかわりについて伺います。

新聞にも出ましたけれども、本年10月30日に最上2丁目在住の60歳の女性が行方不明になり、搜索しましたが現在まで行方がわかっておりません。私は最上に住んでから約30年になりますけれども、これまで町内で身近に見ている2人の高齢者が行方不明になって、今回で私にしてみたら顔を見知っている方の3人目の行方不明ということで、最上2丁目の住民としてはこういうことがよく続くということで、いろいろ話題にも心配にもなっているところです。特に今回は自衛隊も搜索に入っているのを地域の方々も見ていまして、いつもと違うと。市の職員の方も搜索に参加したと聞いておりますので、何点かお聞きします。

行方不明者の搜索は第一義的には、警察が対応すると聞いております。今回、市の職員が搜索に参加した経過について、またどういう要請ルート、判断で市がこの搜索に加わったのか、取決めみたいなものがあるのかどうか、今回はどうだったのかお聞かせください。

○（総務）総務課長

自衛隊の災害派遣を要請したということで、それに対しまして自衛隊との連絡調整のほか、搜索に充てる人員が必要ということで道との協議もございまして、その関係から市の職員が参加したというものでございます。

（「道の要請ですか」と呼ぶ者あり）

道と協議の上で市の職員も相応の人数を出すべきということで、今回職員の配置をさせていただいたということでございます。

○中島委員

市の担当課はどの部署でどのぐらいの期間で何人参加していますか。

○（総務）総務課長

災害対策本部が設置されていれば、そこから自衛隊の派遣要請をするわけですが、今回は災害ということではありませんでしたので、防災担当から派遣要請をしております、最終的には防災担当が中心となって職員の配置をしております。消防は除きますけれども、総務部から12名、産業港湾部から2名、教育部から1名で計15名の職員が参加している形になっております。これが11月1日、土曜日の配置です。11月2日、日曜日は、防災担当を含めまして総務部で7名参加しております。搜索時間につきましては、土曜日、日曜日とも6時に集合しまして、6時半頃から搜索開始で、最終的には16時30分、日没とともに搜索終了となっております。

○中島委員

市の担当課の方々を実際に市民の搜索に当たるということは私たちもしょっちゅうあることだとは思っていなかったのですが、ずいぶん多くの方が探索に当たられたということで、そういうこともあるのだということを改めて考えたところです。

それで、天狗山の麓にいるものですから、自衛隊が目立ったわけです。警察の生活安全課が第一義的に受付をするのですが、生活安全課長の話を聞いても、小樽市として自衛隊が入ったのは初めてだと聞きまして、地域でも話

題になりまして。一体、今までと何が違うのだと。今まで自衛隊なんて入ったことがなかったのに今回はということで、いろいろ意見や質問がありまして、自衛隊が入るまでの経過というのですか、どういう仕組みで要請があって、どういう判断で入ることになったのか、経過と手続についてお聞かせください。

○（総務）総務課長

今回の行方不明の関係ですけれども、10月30日に行方不明になられたということで、31日夕刻まで警察と消防で捜索に当たったのですが、発見できませんでした。11月1日から天候が崩れて雪の予報がありましたことから、早期発見しなければ人命にかかわるといった判断がございましたことと、本人の携帯の発信から、天狗山の山麓にいる可能性が極めて高いということで、道のないササやぶにいるのではないかと考えがありまして、警察、消防、市の捜索ではなかなかそのやぶの中等の捜索については対応できないということで、山岳遭難という押さえで、自衛隊の派遣を要請したところでございます。

手続につきましては、知事が自衛隊派遣を要請できることになっておりますので、市から後志総合振興局を通じまして知事に要請して、知事から自衛隊派遣の要請をいただいたということでございます。

○中島委員

これは市の判断で北海道に要請をかけて、道から自衛隊に要請するという仕組みだということですね。人命にかかわる山岳遭難という位置づけで要請されて、派遣されたということだとわかりました。

それで、当日以降はヘリコプターもかなり長い時間上空にいまして、これもまた皆さんの話題になっていまして、どこのヘリコプターだ、どのぐらい来るのだという話だとか、あるいは前回の捜索のときには2日間捜索した後、3日目からは自費だよと言われて、3日目からは諦めたのだという前遭難者の方の声などもありまして、費用がかかるものかということも含めて、ヘリコプターはどこの部署の派遣で来ていたのか。また、どういう期間と打ち切り基準というのでしょうか、費用負担の問題も含めてお聞きします。

○（消防）警防課長

まず、ヘリコプターの要請基準でございますが、今回の捜索に関しては、北海道消防防災ヘリコプターと北海道警察のヘリコプターが捜索に参加しておりました。北海道消防防災ヘリコプターの要請につきましては、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要綱の中の航空機による活動が最も有効と認められる場合などに該当しておりまして、さらに緊急運航要件の中にあります緊急運航基準の災害応急対策活動、救急活動、救助活動、火災防御活動、広域航空消防防災応援活動に該当するような活動に関しましては要請することができるとなっております。北海道警察のヘリコプターに関しましては、地元警察署が必要と認めた場合と伺っております。今回は消防、警察双方がヘリコプターによる捜索が必要と判断しまして要請したとなっております。

それから、費用についてですが、消防、警察で要請した場合には費用の発生はございません。

それから、飛行時間について、ずっとヘリコプターが飛行していたというようなお話もございましたけれども、通常捜索の場合に限っていきますと、飛行時間というのは積載器具によって変わってきます。いわゆる燃料消費が変わってくるのです。捜索の場合には、現地での飛行時間が1時間半ぐらいと伺っております。今回は警察と防災ヘリが両方出しておりましたので、1時間半ずつ交代で飛行を行ってまいりました。燃料補給などで空白の時間のないよう、互いに指令センターで時間調整をしながら、捜索活動を行っていたとなっております。

○中島委員

そうですね。まだ見つかっていないということで、地域でも大変話題になっておりました。しかし、こんなに続くものですから、最上2丁目の住民としては、またそういうことがあるかもしれない。そういうときには、ヘリコプターも来てくれるのか、自衛隊も来るのかと、そういう市民の率直な意見や質問があったものですから、私も不案内なことで担当課にいろいろ聞いた上で、改めて皆さんにお答えできるような内容を確認するという意味で質問させていただきました。よくわかりましたが、本当に人命にかかわるといって、市も職員挙げて最大限の努力

はしていただいたのではないかと考えております。この項については終わりますが、こんなことが続かないよう願っております。

**◎条例制定等に係る政省令へのリンク方式について**

次の質問ですけれども、議案第13号は、放課後児童健全育成事業の基準を決める条例案で、我が党の新谷議員も代表質問で問題を明らかにいたしまして、全ての学校、施設で土曜日開設をしてほしいと求めております。私は第3回定例会で、この条例のつくりの問題として、議会の議決権を侵害する内容になるのではないかと、リンク方式でいいのかという点について質問いたしましたが、今回、理事者側から、リンク方式は採用するけれども、議会の議決権の問題についてはいろいろ工夫をしましたという報告を受けております。それで、この議論の経過について簡単に説明願います。

**○（総務）総務課長**

第3回定例会のときに議決権の侵害だという御指摘がございまして、私どもとしましては、政省令の一部改正があったときの情報提供の方法をルール化して、確実に政省令の改正があったときには議会側に情報提供をしたいということで答弁をさせていただいたところがございます。それに沿いまして、第4回定例会前に情報提供の手続のルール化ということで、一度議会側にその案を提示させていただきました。その後、各会派の御意見等を伺いまして、議決権を確保するという観点から、今回、政省令の一部改正があった場合には条例案を提出できるようにそれをルール化するというので、最終的にそういう形のルール化をさせていただいたところがございます。

**○中島委員**

今後、国の政省令にかかわって市の条例制定が必要なときには全てリンク方式にして提案するということだと考えていいのですか。

**○（総務）総務課長**

今回、リンク方式を採用しておりますのは、地方分権一括法に伴いまして法令に決まっていた基準が条例に委ねられたというものについてリンク方式を採用するものでございまして、政省令の改正に応じた条例改正というのはほかにもいろいろあるものですから、全てが政省令の改正に関係あるものがリンク方式を採用するというものではないということは御理解いただきたいと思います。

**○中島委員**

改めて聞きますが、平成26年第1回定例会から今回の第4回定例会までの間に、それぞれ提出議案中に国の法令変更に伴う条例改正案というのは何件ありましたか。さらに、その案件に対する会派の意見が分かれたものが何件あったかもお答えください。

**○（総務）総務課長**

まず、第1回定例会では条例案は5件で、賛成多数で可決されたものは1件と承知しております。第2回定例会では3件の条例案で賛成多数での可決が1件、第3回定例会では5件で賛成多数で可決いただいたものは3件、このように押さえております。それから、第4回定例会では4件の条例案を提案させていただいているところがございます。

**○中島委員**

このように毎回出てくるわけです。その中には意見が一致しないものもあるわけです。例えば第1回定例会の1件というのは、消費税率の引上げに伴う手数料の値上げでした。それから、第2回定例会の議案第5号は、消費税率の引上げに伴う法人市民税の税率引下げと軽自動車税の税率引上げでした。第3回定例会の議案第26号ないし第28号については、児童福祉法の一部改正に伴うさくら学園で新たな事業を追加するといいつながり、障害者負担を新たにつくるものだと。来年4月から始まる保育新事業についても無資格者導入が盛り込まれると。こういうことに私たちは反対して、議会でも意見を述べてまいりました。こういう議会の役割、それから発言が反映されない仕組

みでは困るということを書いてきたわけですが、それは今回で一定の改善はされたと思います。しかし、リンク方式については、そのまま国の方針を自治体に引用していくという、地方分権と言っていますけれども、地方自治の精神を損なうことに道を開くことになるのではないかとこの点をどう考えているのか。

さらに、これまで条例改正には議会の議決が必要とされていたわけですから、その必要とされている根拠というのもあったはずですが。このあたりについてはどう説明されますか。

○（総務）総務課長

第 3 回定例会の 2 件からリンク方式を採用しているものを出させていただいています。

初めに、考え方ということですが、一般論で申し上げますと、市長が提案したものについて議会はチェック機能を果たしていく、やはりこれが一番大きなところでございますので、議決事項になっていないものについては、基本的には市長権限になるものだと思っております。新規制定で出させていただいたときに、リンク方式で出させていただいて議決を得るということは、結果的にその後の改正については市長の権限に委ねると、結局市長への委任をさせていただいたというふうに捉えているところでございます。

ただ、実際には前回の指摘等もございまして、必ず条例案を出すという形にさせていただいておりますから、今後とも引き続き政省令の改正があったときには、議案として提出させていただいて御審議いただくことは確保できると考えているところでございます。

○中島委員

この項は終わりますけれども、市長は市民から選ばれた代表です。しかし、議会も市民から選ばれた議員によって構成される、そういう組織だと思います。そういう点では両者が議論することなく市長の判断で進めていくということだけでは、私は問題があったと思っておりますし、それが一定改善されたことについては了解いたしますが、やはりリンク方式については国と同じだからいいのだというやり方については納得できるものではないことを申し上げておきます。

◎介護保険のシステム改修について

次に、介護保険事業特別会計から補正予算が出されておまして、システム改修費用として 837 万円計上されていますが、システム改修の内容を確認いたします。

○（医療保険）介護保険課長

今回の補正予算で提出させていただいたシステム改修の内容についてですが、介護保険制度の改正に伴いまして、改正内容を反映させるためのもので 5 項目ございます。一つ目が一定以上所得者の利用負担の見直し、二つ目が介護予防・日常生活支援総合事業の実施及び予防給付の見直し、三つ目が特別養護老人ホームへの新規入所者を原則として要介護 3 以上に限定すること、四つ目が低所得者に対する公費による介護保険料軽減の対応、五つ目がサービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用といった 5 点であります。市が行う認定や台帳管理を行う受給者情報の管理システムと、給付に関する北海道国民健康保険連合会との連携システムの改修といった内容になります。

○中島委員

今回、介護保険料は中間値で 5,980 円という報告になっており、これは 4 月から実施するのだと思うのですが、要支援の方々には 2 年先ですし、2 割負担の実施は 8 月以降と聞いておりますから、このシステム改修費は今決めるということですが、実際に行われる日時との差というのでしょうか、大分間があるものもあるのですけれども、大体こういう仕組みなののでしょうか、そこがよくわからなかったのですが。

○（医療保険）介護保険課長

改修の時期についてでございますけれども、介護保険料の変更ですとか特養への対応、住所地特例の適用などにつきましては、来年 4 月からすぐに対応していかなければならないものです。利用者の負担の変更につきましても、来年の 8 月から対応する必要が出てきております。予防給付の見直しについては平成 29 年度を予定しておりますけ

れども、システムの改修につきましてはある程度の時間を要するという、また国からも効率的に改修するといったことから、今の時期に改修をなさいという指示もありまして、26年度中に改修をすることになっております。

○中島委員

あまり賛成できないものが多いので私たちも困るのですが、介護保険料の決定について、今は、中間値ですから、今後決定するまでに影響する要素として介護報酬の改定内容、それから基金の投入という問題が説明されておりましたが、介護報酬の動向についての現在の状況について、それと基金は幾らあって、幾らぐらいまで投入したら幾ら下がるのか、このあたりの今の考えをお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

平成27年度以降の介護報酬の改定につきましては、現在、国において審議されているところであります。さまざまな面から検討がなされているようでありまして、こういった方向性になるのかにつきましては今のところ通知がございませんので、現在のところはわからないという状況です。これまでの例でいきますと、来年1月中には改定内容の公表があるものと考えております。

それと、基金の関係でございますけれども、今回、報告させていただいた第6期保険料の中間値につきましては、介護給付費準備基金の一部を充当することとさせていただいております。26年度末での基金残高の見込みにつきましては、約2億4,000万円になる見込みであります。このうち1億円につきましては北海道からの借入れでありますので、第6期介護保険事業計画の期間中に返還する必要があります。これを差し引きますと、残高は約1億4,000万円となるところであります。介護保険事業特別会計給付費全体の経費が約140億円となっております、基金が1パーセントという残高で少し心もとない金額ではありますけれども、やはり不測の事態に備えまして制度の運営を円滑に行うためにはいくらかの基金の準備が必要でありまして、全額を保険料軽減に充てるということは難しいと考えております。

○中島委員

担当者としての気持ちはわかりますが、市民の立場からいきますと、施設計画もほとんどない中で基金は1億4,000万円とっておいて、保険料の引下げには全額使えないとおっしゃっても、なかなか納得できる中身ではありませんし、介護報酬も基本的には上げていくべき中身だと思うのです。それが今の段階ではわからないという状況では、介護職員の確保や労働環境の向上も含めた介護職場の改善にも大変問題が出てくると思うのですが、わからないという状況の中には、上がらないかもしれない、下がるのかもしれない、そういうことも含めてあるのでしょうか。

それと、もし1億4,000万円全部投入したら、1人当たり幾ら下がることになるのですか。

○（医療保険）介護保険課長

介護報酬の改定につきましては国において措置されることでありますので、なかなか市でどういう形になるという判断はできないと思います。ただ、介護職員の不足という部分はありますので、何とか介護職員の確保につながるような介護報酬の改定であってほしいとは思っているところです。

それと、基金の部分ですが、残高約1億4,000万円を全て介護保険料の軽減に充てたとすると、今の段階では90円から100円程度の減額になると見込まれております。

○中島委員

全額投入しても100円になるかならないかという厳しい事態で、高齢者の方々の介護を守るために今何が必要かということを考えれば、介護給付費の半分を国民負担にしているという根本的な問題を解決しない限りは改善にならないと私たちは常に提案しております。

◎在宅サービスの充実について

それで、これ以上介護保険料を増やせないから施設は増やさないと、このようにお答えになっておりますが、そ

れでは在宅介護の充実のために具体的にどんな展開を考えているのか、このことも簡潔にお答えください。

**○（医療保険）介護保険課長**

在宅サービスの充実といった部分でございますが、現在、高齢者保健福祉計画等策定委員会の審議の中でも複合型サービス若しくは小規模多機能型居宅介護、それと定期巡回・随時対応型訪問介護看護といったサービスの充実を目指すこととしております。また、地域の保健・医療・福祉の向上を支援することを目的とする地域包括支援センターにつきましても、現在の中部地区を分割して1か所新設することによりまして、4か所にしていきます。それと、人員の増も行いまして、在宅の支援強化を図るということにしております。

**○中島委員**

複合型サービス、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護といっても、やるという事業者が出てこなければ展開にはならないわけです。第5期のときも手を挙げる事業者がいなくて途中で断念するものもあったわけですから、介護報酬も上がらないかもわからないしということになれば、本当に事業として展開していいのかどうかというのは大変疑問に思うところです。

**◎介護施設の利用状況の把握について**

最後に、地域包括支援センターが1か所増えますが、今回小樽市が独自にやった市内介護事業者のアンケート、ケアプランをつくる居宅介護支援事業者のアンケートの中でも大変目についた中身が、施設が足りない、サービス提供が足りないという声が3割台でしたけれども、そのときに施設の空き状況、利用状況を把握する仕組みが大変困難だと。それぞれの方々がグループホーム、特養、その他の施設の状況を自分で把握して探し当てるということ自体が大変困難をきわめているということで、私はこういう点で地域包括支援センターなどがそういう情報を順次的に把握して、必要な事業者に提供できるような仕組みづくり、そういうことをぜひ検討すべきではないかと思うのですが、この点について伺って質問を終わりたいと思います。

**○（医療保険）介護保険課長**

ただいま、お話がありました施設の利用状況、特養等で申し上げますと待機者の状況、それとグループホームなどでいきますと空き状況、こういった状況の把握ということでございます。各施設によりまして状況が異なりまして、いろいろな状況があるかと思いますが、こうした情報を共有できるということにつきましては有効なことだと考えられます。今後、どのような方法があるのか、どういった把握の仕方があるのかということにつきましては、関係機関と協議してまいりたいというふうには思っております。

**○委員長**

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。